

公益財団法人日本セーリング連盟 寄附金等取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第6条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 支援寄附金 連盟以外の団体（原則として連盟の加盟団体及び特別加盟団体に限る）又は連盟の会員からの申請により、当該団体または会員個人による連盟の公益目的に合致する事業を支援するために、個人又は団体から受領する寄附金
- (4) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 (一般寄附金の募集)

連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以下を法人会計に使用することができる。

第4条 (特定寄附金の募集)

特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 (募金目論見書の交付等)

特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、連盟ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは、事後に交付することができる。

第6条 (支援寄附金の受領)

連盟は、連盟以外の団体又は連盟の会員個人から支援寄附金取扱の申請を受け、理事会がこれを了承した場合に、支援寄附金を受領することができる。

- 2 前項の申請においては、申請者の概要、申請者が連盟から交付されることとなる支援金の資金使途およびその他必要な事項を説明しなければならない。支援金の資金使途は、定款第4条の公益目的事業に合致する内容でなければならない。
- 3 第1項の申請を行える団体は、連盟の加盟団体及び特別加盟団体に限る。但し、支援金の資金使途が、特定の競技会やイベント、大会の開催等、1年間程度以下の短期間で完了することが明確であり、当該団体の代表者が連盟の会員である場合には、この限りでない。

第7条（支援金の交付等）

連盟は、支援寄附金を受領した場合、以下の事務管理手数料及び振込手数料を控除した残額を、申請者の指定した銀行口座に支援金として振り込む。

- (1) 申請者が非営利型の法人格を有する連盟の加盟団体又は特別加盟団体（但し、いずれも連盟に会員登録した所属会員が20名以上である場合に限り）あるいは連盟の会員個人（但し、オリンピック強化委員会又はキールボート強化委員会等連盟の強化関連委員会から選手強化の必要性の観点から推薦を受けた会員個人に限り）である場合 受領した寄附金の3%相当額
 - (2) 申請者が非営利型の法人格を有しない連盟の加盟団体又は特別加盟団体（但し、いずれも連盟に会員登録した所属会員が20名以上である場合に限り）である場合 受領した寄附金の5%相当額
 - (3) 申請者が前各号以外の団体（すなわち、①連盟の加盟団体又は特別加盟団体で連盟に会員登録した所属会員が20名に満たないもの、あるいは②連盟の加盟団体及び特別加盟団体以外の団体で第6条第3項但し書きの要件を満たすもの）である場合 受領した寄附金の10%相当額
- 2 連盟から支援金を受け入れた申請者は、当該支援金が残存している限りにおいて、毎年5月末までに前年度中の支援金の使用状況及び管理状況を連盟に報告しなければならないほか、必要に応じて支援金の使用及び管理に関して連盟の指示に従わなければならない。
 - 3 申請者が、前項に定める義務を遵守しないなど、支援寄附金を利用するにふさわしくない者であると連盟が認めた場合には、連盟はいつでも当該申請者にかかる支援寄附金の取扱を停止ないし中止することができる。

第8条（受領書等の送付）

一般寄附金、特定寄附金又は支援寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、連盟の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第9条（募金に係る結果の報告）

連盟は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、連盟ホームページ上の公開に代えることがで

きる。

第10条 (特別寄附金)

連盟は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者がある寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、連盟の資金負担が著しく生ずる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、連盟の業務の遂行上支障があると認められるもの、及び連盟が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第11条 (情報公開)

連盟が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び連盟ホームページへの公開を含む閲覧等の措置を講ずるものとする。

第12条 (個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、最新の注意を払って情報管理に努めるものとする。

第13条 (改正)

この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。
4. 本規程は、2021年6月19日より改定施行する。